

福高第1954号
平成24年11月28日

各介護保険施設・事業所管理者
各障害者(児)福祉施設・事業所管理者 } 殿

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

利用者の送迎時における安全の確保について (通知)

平素から高齢者介護・障害福祉サービスの適正な運営について、格別の御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、去る平成24年7月31日、県内の指定通所介護事業所において、利用者の送迎中、誤って利用者を自宅の階段から転落させ、利用者が死亡、事業所職員が負傷するという痛ましい事故が発生しました。

送迎は、高齢者介護・障害福祉サービスの一環として日常的に実施されているサービス提供であり、事業所外で行われるサービス提供であることから、その安全の確保には一層の配慮が求められているところです。

各事業所の皆様におかれましては、送迎中の事故が、利用者の生命に関わる重大な問題であることを強く認識して頂き、送迎サービスの提供にあたっては、下記事項に留意の上、送迎時の安全確保の徹底に務めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 送迎時の介助方法・手順については、利用者ごとにその状況（障害の程度、住環境等）に応じた安全確実な方法を検討して文書化すること。また、検討した方法については、ミーティング等の場で職員に共有させること。
※ なお、利用者の障害の程度、住環境等を理由に、事業所がサービスの提供を拒否することはできないので留意すること。
- 2 送迎にあたる職員の体制（人数、性別等）は、1で検討した方法・手順を確実に実施できるよう、安全確保に配慮したものとすること。また、当日の職員の体調、送迎者の数、天候等を考慮して、余裕のある送迎スケジュールを組むこと。
- 3 必要に応じて利用者にヘルメット、安全ベルト等を着用させるなど、不測の事態に備えること。
- 4 送迎サービスの実施状況を把握し、その改善に資するために送迎日誌等を整備すること。

- 5 当日の利用者の体調、天候等によっては、無理にサービスを利用させる必要はないこと。
- 6 道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるよう職員に対する安全教育を行うこと。

<照会先>

高齢者福祉介護課（介護指導班）

TEL 098-866-2214

障害保健福祉課（事業指導支援班）

TEL 098-866-2190